

貞丈雜記

十四上

農務省
和圖書
第一三一七號
共二三冊

太政官文庫
和書門
一五八
二函架
三冊

內閣文庫
和書類
二五八
三冊
二函架

內閣文庫	
番號	和 11568
冊數	32 (27)
函號	212 17



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak





立砂之事
遠侍之事
健児所之事

雑記十四



貞丈雜記卷之十四
家作之部
目録
殿中之事
會所之事
所格子の事
妻戸の事

主殿及び御之間之事
寢殿之事
部之事
法車寄之事
法帳基の事
侍所小侍所
公文所之事

目一



- 玄關之事
- 書院之事
- からいしきはり
- みきのまわり
- 階かられの音
- ぬきゆ像子
- かけむら
- 縁のさきりあき
- 仕捨ふら名出入之事
- 襖廻縁之事

- 宝殿對面所
- 法座之事
- 一之基二之對のり
- 二之基のこまら
- 鋪拵鴨居
- 法西洋と云る
- 高欄のり
- 法座廬のり
- 素戸出入の事
- 畳之事

- 帖に上下何の事
- 座鋪之事
- 座鋪之位字位
- きん基のり
- 局之事
- 基所のり
- 花之法所
- 尊氏堀法所
- 義政公法所
- 義輝公法所

- 龍髻之事
- 古の屏風
- 中門之事
- 骨子之事
- 母屋之事
- 孫庇之事
- 松之法座
- 義満公法所
- 義尚公法所
- 直義公館

- 義視御館
- 床之事
- 政所之事
- 冬んごう
- 城之天守之事
- 長押之事
- 禁裏之清屏風
- どののり
- 上お門
- 天井之事
- 東求堂
- 唐紙のり
- 間注所
- 繪殿
- 納殿
- ついご
- 上段之事
- お門之事
- 塗籠のり
- 兼塵のり

- きりりのけのり
- 障子之事
- 湯湯殿のり
- 基盤所
- 放出のり
- 桟板之事
- 侍兵内侍
- 床筋水引箱
- 四枚折屏風
- 一 贅殿
- 二 てつづのけのり
- 一 湯厨子所
- 一 蹴鞠の庭四本掛
- 一 簀板之事
- 一 簀子のり
- 一 火焼屋
- 一 狐戸

座鋪飾之部目録

- 一 床真之飾
- 一 巻物盆子右蓋やう馬
- 一 四幅對之事
- 一 かりろくせり
- 一 せりせ袋馬
- 一 紙類之部目録
- 一 檀紙と引合とる
- 一 宿紙とる
- 一 大らうか
- 一 だけあぐ
- 一 今時の鼻紙
- 一 射子の鼻紙
- 一 松系紙

- 一 在書紙
- 一 大引小引
- 一 考の子紙
- 一 うちくまり
- 一 か
- 一 書札料紙
- 一 林下紙
- 一 美濃紙

- 一 素良紙
- 一 うづろ紙
- 一 うすやう
- 一 巻紙折屋
- 一 篠倉紙
- 一 但馬紙
- 一 中切紙
- 一 菅白紙

皮類之部目録

- 虎の皮豹の皮ヒョウ
- 唐皮
- 正平草
- おもて草
- 菅蒲草
- めくの皮
- 志の丸の草
- 高瀬皮
- 甲斐園草
- あらひ草
- 熊の皮クマ
- 天平草
- にき草
- ひきめ草
- たて志やうが横菅蒲
- 鈴羊
- 品草
- 小椽草
- こと草
- 赤草

- 獅繩目草
- 丹波目結
- 黒梅草
- 播磨おめく
- ひきめ草
- 鹿の皮カの草 ハナ糸
- 涉免草
- 綿の赤草
- 赤根筋草
- 藍白地
- あけの草
- 紀伊の園草
- 黒草
- 皮草カ草カの草
- 大志不草
- 鞍覆行藤皮
- 獅子面草
- 煉草
- 刀カ草
- 藍白地を黄カ返カ

黄白地

高山皮

額草

繩目之草

水卷草

草を洗ふ法

八幡草

盡草

小紋之藍草

以上

真丈雜記卷之十四

家作之部

門人

伊勢真友

千賀春城

岡田光大

同 校

殿中史記云以
帳武為郎中令
令行殿中

主殿一名寢殿
ト云公卿ノ間ニ
ツキタル座鋪
ナリ

一 殿中をせんちりとの字にづりんまはらりとの字
すそひへいと真衡の説也東鑑卷廿六殿中と云
年元をう鎌倉將軍の次より已ありありと
シユラシ
クキヤウ
主殿及び御之間の年条は少きまはらり方極は主殿を
シトミ
四方ありと都をいひは殿を正月碗飯と下は祝

公卿之座今時
上段ノ間ト云

此座はつる又云式の正成の時ハ先々御の間へ正成の正成
を敷るべし又云式之献あがりして式の正成の時ハ主
殿へ正成の正成を敷るべし又云常の正成の時ハ主
主殿へ正成の正成を敷るべし又云主殿ハ七間四面
南向通法より面七方の中妻戸ハ二ツ有之ハハ御座の
中へおまゝの座とハ
御の座の座とハ是ハ主人の妻戸也仍平生ハこれを用
如ず貴人等出入の路ハ中門車寄付不おまゝ也
作る家トハ有之興等此戸より来るべし又云此の
妻戸ハ平生の客人の通路ハ正成の廣縁を出入るなり
透連シジ子へ白壁の中へ正成の縁ハ用戸あり
是ハ奏者トハ仁又難人等の通路あり 正成の西面ハ

四角の座と云
ハ此の座の
妻戸の上の座
今上座と云
あり

又妻戸のり是ハ正成の座の入口と云此の座ハ四角の座と云ハ
六角の座と云此の座ハ正成の座と云此の座ハ正成の座と云
此の間ハ墨物あり硯一面胎息焼基あり此の間ハ
妻戸ハ翠ス蓋をコキ持て釣コマル光ト照らす又妻戸ハ正成の時ハ
れて是ハ主殿の間ハ帷キ幕コあり南面ハ主殿と云御
座との間ハ襖障子二門あり中央を左右ハ間子と云此の
座ハ正成の座の末の障子より入之主人ハ湯付ハ対面不
の後の座敷ハ押板あり主人ハ位あり不おまゝ也

此の間ハ正成の座の末の障子より入之主人ハ湯付ハ対面不
の後の座敷ハ押板あり主人ハ位あり不おまゝ也

今ハ正成の座
主殿ハ正成の座

月城飯下沙杭もひつらと何う右道照の文と書
と合せん考知るべし

一 沙格子シカクシの多細く木を削りて碁盤の目のごとく縦と
横とぬき出さぬの廣縁の端もある物一間毎に上
一枚下一枚横にあぶて入る上のかしこい上ひき
上げて細きかぶりのまゝ棚のこころは上へはり上へ
置く下へかけ手をもとめて石をやるは出る神
前あたにも格子のあは物源氏物語の陰は何う
一 碁シトミの多風もよけ物も是も二枚に横を入り
はハ必敷もあり是ハ板戸のめぐりて板をもりて横

志はくせんをあたはぬ物も是も一間に二枚に横を入り
け手もよけ物も是も二枚に横を入り
一 碁シトミの事も是も二枚に横を入り
外の方へひくくは縁をつかき手をおしてひくきたる碁
の下の方はあはりけか手をもよけ物も是も二枚に横
是の石びらをも風にあはせしむるべきあり
一 碁シトミ車穿と云は碁戸の碁はあり上は碁を
石補も美人と云は車をよせらるるあり
碁シトミ車穿と云は碁戸の碁はあり上は碁を
碁シトミ車穿と云は碁戸の碁はあり上は碁を

縁の言母福のまゝしきを一つ車と車のふび本ころの
あがえあををかりはせせきくべきるのまけしと中傳
たり兼少書ま正月外きとあつ時必書戸のるようか
危松の時ハま砂をあまはまひ皆ぬきよりマナカ間中斗きき
也あまこれのうらぬ福あつて書戸の雨の粒の海りなる
べー大サハま字の位より大いあま的の粒つううらたまは
河原若くはく知るべー

一 ミチヨリガイ 涉帳基のりきハ主殿即渡の涉渡のうらうらあま
度後のあまこを渡あより主殿の江渡出あふ所の口は
は帳を畜多しおは帳巻とまきし涉帳とハ神前あまの

三光院内府記
云主殿間ニ有ニ
帳基構ミ
源平盛衰記卷
十九文覚発心
之条ニ左工門尉
髪洗ハセ酒ニ酔
セテ内ニ入レ高
殿ニ伏セタランニ
中夫ヲハ帳臺ノ
奥ニカキ卧セテト
アリ前ニ高殿ト
云テ後ニ帳臺
ト云フハ帳臺ハ
高キ所ニハ高殿
トモ云也
調臺ハ主人居
間也サレハ色々
ノ道具ヲ納メ
ヲク也

涉帳のり ノウレシ 暖簾のぬくあり物とまき出口のぬきま障子
の引子の中よりつらつら福をすてあけまきをを往路とて結
ひ付く之結の端よりあま何りこれを借よ ナントカマユ 納戸挿と云
あり納戸ハハ洞夜 洞夜ハハ道 具のりき ををく 取涉洞巻とも書
し涉洞夜巻の中暗とされどもは帳巻と書くを本と書
也貞衡言涉洞巻ハ今ヤとて納戸といふは同じと
りり或説ハ涉帳巻ハ用心の存ハ兵士を隠し入れ
おくおとくまハ遊し只納戸の心ハ兵士あまをうり
まべきまハ其ま人の心よりまき 是法或るま
ぬはまるといふまをハあ 又帳巻ハ一限をくま

太平記卷上筑
紫合戦ノ条ニ
遠侍ヲ見ルニ輝
本白クシタル青
竹ノ旗竿アリ
云々武具ヲ置ク
所ナリ
貞丈云侍トハ
主殿ノ内々ニ
ノ外ニ板敷廣ク
長クアリ是家臣
ノ居サフアラフ所
ナルニサフラヒト
云是ヲ内侍トモ
云コノ内侍ニ對シ
テ主殿ヨリナレ
テ外ニアルヲ遠
侍ト云ナリ

曾我お語らう
いえ幕をつん
でもげは侍
走り入るゝ山
軍中行事云在
ノ面ノ上極一為
此礼何公於此對
面不拜賀ニ畢
而指小侍一人
宛去所為ニ參
會述慶詞云々

遠侍と云ハ主殿あぐりハもろり遠くもあれたる者而シテ
表向と云者侍の居る所ニ鎌倉年中行事ハ遠侍
ハ大間七有と云物ハ其あぐりハもろり遠くもあれたる者
トハ戸侍と云ハ主殿あぐりハもろり遠くもあれたる者
武具をかぶる者云々雲霞集ハ馬を引くるを記する箇
条ハ寺村門ハ不出遠侍の方ハ入る事平治為
語ハ義平などの者を敵あはれと云云んを云々ベキナリ
と云ひいて入りさるひいすくハ事ハ云ハ遠侍の
事ハ何れも内侍ハ主殿の内板敷又ハ
亭ハ成記ハ既の侍と云るあり是も馬をの内既の者

書をさる所ハ是侍ハ馬具を飾り置くと云むハハ
何れも心ナリ
侍所小侍所と云ハ何れも役所の名ハ是侍所を支配也
人を侍所別當小侍所別當と云ハ於級名ニ類見合
健見所と云ハ中間の居る所ニ下学集ハ是云たり健見の
字日本記卷廿四皇極天皇元年六月ノ記云ハナリチカヒト
と云むハ又杜詩一集の注ニ健見隨時ハ軍卒也と云リ
公文所と云ハ公儀ハ是侍所ハ是侍所ハ是侍所ハ是侍所
納り置不之此所ハ役人集りて事を評決決出也
源平盛衰記十二ハ官廳ハ凡人ハ取てハ公文所と云ハ是侍所

三光院内府記
云塗輿ハ諸
家於諸山門前
乘之也但東堂
者至玄關乘之
云々

書院并床太平
記卅七新將軍京
落ノ条云爰ニ
佐渡判官入道
譽都ヲ落ケル
時我宿所ハハ
定テ廿モトアル
大将ヲ入替シスラ
ントテ尋常ニ取
シタメテ六間ノ
會所ニハ大紋ノ
疊ヲ敷テ十ハ本
尊脇繪花籠香
炉罐子盆ニ至
ル連一様ニ置調
テ書院ニハ義之
か草書ノ偶轉
愈力文集眠藏

官廳

官廳トハ大政官ノ役所ヲ云

常ノ人ノ家トシテハ以テ又而ト目トシ

ありと云々

ガクシ

今ノ世武家ノ家宅ハ玄關ト云不ありテ玄人ト云不
出入ト云古ハ玄關ハ武家トハあり寺トあり古ノ武家
在宅ハ外ハ築地あり今ノ屋これハ門あり大門ト云門を
入テ塀重門あり是を中門ト云中門を入テ玄殿あり
ハイチウモン
是を對面ト云云對面不書戸あり客人使者あり
是ノ時ハ奏者對面不ノ縁をありテ庭トシ姓名を以テ
相座敷ハ庭トシ人トシ主人トシヤキヤキセテ對面不ハ
今ノ進物あり庭トシ庭トシ是ノ庭起を知ラシテ日記

を續てハ合點中ノぬ半有る也

今時武家ト云客殿トモ對面ト云是ノ不を書院ト
云之書院ト云名目古も是ノ不本を書院ハ寺トあり
佛書ト云之字又是ノ不を書院ト云之且利殿の時より禪
家ノ不武家ト移る事多ク

又曰書院ト云之の上古ハ信の云ハ云々書院ハ寺方ト佛書
ト云之あり佛釈あり之ノ字又是ノ不之謙念時代より
禪法トあり武家禪家ト好ミ常ク庭禪あり事多ク
一ハ寺方ノ如ク書院ト云之レハ書院ハ對面不トハ
別之然も今ノ武家ノ對面不を去院ト云之りあり

六沈ノ枕純子
宿直物ヲ取副
テ置ク云々
唐史ニ云玄宗置
麗正書院聚文
字之士トアリ是ハ
寺ニ非レ正書籍ヲ
講スル所也

一旧記ゴガは沙座をおとあるいと付あけ巻といふおと座巻の
巻の上外ハの巻を二巻敷並ぶるなりは坐巻と云々
あ面ハりて縁ハをさぐる巻をおとすよ貴人正堂あさる
也といふ巻の表ハとを付ざる紙は坐巻ともいふなりとも
云は事ハりていあきと巻く書は三式の沙成の時ハ先
上野の間ハ沙成ハ沙座をおとるべし但沙座の上ハも
ハ沙座ハあか
後書ハハ沙座の上ハ沙入ハハすはと何ハ沙座をおとす

ミ	夕
日	前

云方極总座ハ極まじ法大名ハ對ハて謙ハり極ハかあり

一 此對面記は云沙座と云ハいつもの巻三重巻のあつさまは
と何ハあめんハの巻と
ハ沙座ハあめん
極ハあめん
一 かくいハきと云ハ唐石巻之唐のあハ巻をおとるあく
石巻敷也云如ク門の下ハ四角ある石巻敷つめいハを
かくいハきと云石巻之の巻と云

一 一の巻二の巻又一の對二の對も書くたの字きと云
いハベハにさるハ巻一ハ女中巻のあハ一ニ三の巻
あハあハ云ハ禁中ハ水ハ云ハ西の巻本の巻あ
いハも同一ハ女中巻をばまづて對の巻と云ハ對の字
本ハと云ハ殿ハ對ハまのあハと三光院記ハ云ハ武家ハんハ

真の家といふ事あること日記は又かう將軍家といふ
の家と目づく對の處と云ふ

— 此のちのちふうと云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く



此のちのちふうと云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く

倍のちのちふうと云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く

おろしと云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く

紋もつと云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く

と云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く

たの人の着はハカマと云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く

と云ふは蓋の上の方より黄色の袴は黒く

神祇のみまはハ
かきこくまのり
外はあり人の
とすハカマと云
すハカマと云
と砂笄と見

古今著述集二
云階隱のりよ
入て階隱のりよ
そらけと云ふ
それと云ふと
と云ふ

後醍醐天皇幸中行幸ニアリ
まゝ拘丸結と云ふ禁裏將軍家ハハカマと云ふは蓋の上の
ら於平人のりよ丸結の結きと云ふは蓋の上の
階隱の間といふ事義教は元服記と云ふは蓋の上の
階の前は柱を二本立て上は柱根をさき出し
かくと云階の雨はぬれ拵屋ねと云階を隠す心
階隱の禁中のは殿もありおろしの神佛ありともあり目
隠の間とも云ふ

— 補居鴨居を入て引く戸を今ハ引戸と云本名ハカマ

戸といふあり

あつと云障子と云ハ表裏よりとりたるをとりたるハ紙と

うらる氏はあ
うら子をか
し題よま
まか「甘のいぬ
きうかひ」
りの子とひあ
り「ヤ」
うらん舟姓抄
まらう

いん人まうあうり障子といふ一方をうらうり紙と単子
張りたるをまきぐしあうりももて何れもあは障子と

一 伊西降と云事と好亭「法成記」を殿中日記も

伊セイジヤウと何り是ハ信ま雪隠の事と云一統は

陰所とあも回しる本名ハ廁と云

一 かけむしうと云り旧記より之好亭「法成記」又
東山殿年中抄事東山殿年

中行事より上の伊末ハ三間梁ハ九石近間ハ巻戸ツカミ言

也其中は板ありま際の戸両方ハ一本宛開く此戸

撤席あり但二枚の造りハ切縁をとりぬひ各と

あり是等の表は縁を付て暖簾のぬくも

一 うらんハ高欄と書く縁のまわりはあらんかん乃

幸之禁裏の伊殿神社併寺ホもあり是撤馬場の松

乃事佛神の前のかうらんのぬくと是懸中書あり

一 縁のまらつあぎと云事武雜記より「是ハ書戸を記

らきたる時書戸の風をてあをぬやうとさつあぎ

もてとめてゑとさつあぎと云事書戸の下の端はけ

うねもすきき縁ハつ不う年伐歩と云事書をひ

きたる時のかけうねを縁のつ不う年ハかけて戸をつあぎと

一 伊出廬といふ事年中恒例記あり是ハ將軍家の

伊系内の時禁裏「系」を
系内といふ將軍家伊將家末代めし

は休息おどし後かおし禁中より何の時か後か於て
は教養く小沙而とも云

一 法格子の間出入は其の律を古に忘る事と云えし人をも
しと忘る事と云ふ武雜記に云みづりとの間出入の
律六法の格は嫌やし殿中は其殿中より四方とも云
らむと云ふ あつこあるふと云ふ 必し云ふと云ふは
此は殿中は此格格とも云ふ事と云ふ
此の時ハ出入嫌するは其を後し即又自然死人を出入
の時みづりとの上をおろし下よりかかひるかりと云ふも
下づりより入りゆるはあつこも云ふと云ふ上をおろし下斗
るる時ハ出入をいむと

一 ツマド 妻戸の出入も忘る事と云えし人古も云ふ也いむるは
あつこ格格とも云ふ武雜記に云妻戸の出入の事ハ此法は
不兼い但つ福又出入の事云ふと云ふ意也いむる時ハ妻戸の
間より出入しる左指の時ハ此法を云ふは平人出入

料砂ておゆき貴人出入は格格とも云ふ格格とも云ふ
一 雲の層りは徳綱縁と云ふ白地は云ふの糸を以て花を
をわつ付する織物と云ふ格格とも云ふた云ふ糸を以て
て花を以て花のまはりやう糸赤き糸を細く織り
とり又其外ハ一段う糸赤き糸を以て糸を以て其外ハ
糸も是れ糸と云ふ知也云ふ 貞丈云徳綱ハ本字暈綱

名目抄ニ紫端
赤端ニ倍ニ多ク
事トアルハ紫
ノ本名ニアラスシ
テ赤ミカキタル
紫ナル故倍ニ赤
ハリト云々今世禁
裏ヲ始メ凡所存
方ニテハ紅紫ノ
ハリヲ用ラル、由
聞傳ハ紅紫ノ
ハリハ紫ハリノ指
シテ紅紫トナリシ
ナルシト云フ人
アリ

今世タ、ミノヘリ
地ヲ黄色ニシテ
赤ク輪カヘテ
深タルヲリウビ
ント云コノヘリノ
名古キ書ニナシ
古リウヒント云
フ越トハ別也

両めん二帖を志く南二間ありのり志くともく〇有職一名多羅

問答云問天子親王攝家ニ以下次第如何答云徳綱高

飛大文紫條黄條履殿以下其所ニ後テ人々敷之候大略

三ノ家ニ通用候也〇名目抄云紫端赤端倍云〇堂上故更抄

花山院内府シト子置端事徳綱ハ苗ノ外ハ臣下ハ不用古ハ大文小文

定減多記 差別不随近代大文ハ大臣小文ハ納言於禁裏院中ハ大臣

納言等差別用小文紫端後殿上人至地下用之縁端ハ六

位將監將曹用之依事用紫端雅六位外記史ニ考ハ必

用紫端黄端ハ地下樂人等事ニヨリ用之皆舎上官

階下ノ應用黄端春日祭外記史ノ序用黄端事ニ

ヨリ祭至ノ座等用黄端白端依陣室下置軾等ニ用之

帖タミに上下何帖或置ノ江後抄云大右衛房置上下ノ事又

被候云知置上下天可敷事也面ノ越ヲ裏ニ折返天用付ケタル

ヲ上ト知ル也天不折天只付ルヲ下天可敷也天貞又多被候云ト

不詳又ト云何ニ付テ考レバ五ヶ条前ニ戸部被候曰トアリ然ラバ

ハ置上下ノ事モ亦戸部御ノ候ゼシナルベシ戸部御ハ民部ハノ唐名

ナリ名何ト云シ人カツコビラカナラズ

龍鬘リウモンの事遊仙窟ニ五彩龍鬘トアリ潜確類書ニ龍鬘草以織造

日物ヒモノハ右ハ唐ハノ事也龍鬘草ト云龍鬘草ト云龍鬘草ト云

此方ニテハ花ハシロノ事也龍鬘草ト云龍鬘草ト云龍鬘草ト云

らるるむらにあをぢのりまのるりのむらさきとすバ

うりあるをさうりまいりてこきうらうらをほけたるひら

さあざりたるはああり○真丈云いあはすまじうあはむ
ろふか蘭をきくは際て徹うて進んをまうびんし今世
俗に花ごまといふ物也 いあはすまじうあはむ
俗に花ごまといふ物也

一 産浦サシキのものを舊犯は六百の産敷九百の産敷あはくまの何
六百といふ二産敷は九間といふ八産敷は北上記はえをうり
一間といふ二産敷は六尺五寸四方の身一坪のり也

一 古の屏風の縁は扇あはく扇はくといふもの何扇あ
はくといふ流あは扇をいふもの書るる扇づきといふ
あはくして扇斗いといふもまたくを扇の面をまこの
縁指をきく

上は白生スシノ絹ヲ覆也紙ヲ付テ絹ヲ覆フハ非例也大文高
飛端ノ帖面京造裏白布三幅可付之小文高麗端帖
并紫端畳面國造裏白布三幅可付之已下布三端ヲ付ル
ハ非例也○同書ニ云公卿家無高麗紫縁端准高麗黄端
准紫西面端准袷袷其似錦○海人藻芥云帝王院袷細也
神社佛前半畳用袷細縁此外更ニ不可用大文高
麗縁親王大臣用之以下更ニ不可用大臣以下は御小文之高麗
縁也僧中者僧正以下同有職非職紫縁也六位侍黄縁也
诸寺社ニ綱等皆用黄縁云々四位五位雲客用紫縁也
○禁掖抄ニ云臺盤所ハ三間也朝餉ノサカイの持は一間了

さあざりたることあり○真丈云いらくはまゝさうありし
ろふ蘭をまゝは際て徹ら造之をまゝびんし今世
俗に花ごころといふあり

いさあかひはまゝびん
右に記さるる事

一 産浦のりを舊記は六百の産者九百の産者あぐりまのあり
六百といふ産者九間とい十八産色北上記はるをさう産者
一間といふ二帖あり六尺専四方之即一坪のあり
一 古の屏風の後ハ扇あぐり扇はくといふあり扇は
がしといふ流あり扇をいへるも書るるハ扇づといふ
ありあぐり扇半いといふも書たりと扇の面はまこの
繪指を書し

一 産者の宮位主位の子産者の正面を向てたすとも書る

床	棚
産者	州州
位	位

主人の坐する方ハ主位ハ高主の
けりの方ハ高座と書あり
位の子を用の座

一 中門といふハ主殿の前の塀を門の子ハ大門といふ殿との書
の門あり中門といふ

一 せん基といふハ上の母は上座といふ産者ハ一階をいへ
前ハ産者をいふは産者といふ
曹司といふ家を長くつづけといふ産者といふ

産者角ノ書式
云天子ハ四方
礼放澤ノ所不
云内中版をい
しとせんといの
るといふ

曹の字ハカギルと云む日の字ハツカサトルと云むは後所を
 志する心也と云用影を云ふは同一又云近世の事と云智を
 云ふはして存を影を任すのハ則此者自と云と同一也
 局ツカサの字ハカギルと云む亦内を志するに限を云ふを云
 榮花お借つるの志は里の残りの人ハ多うて屋敷ありて
 けう多く屏風几帳もろうをひまづおきてひまもあつて
 きくも庭を屏風几帳も立て志するつおきてるを云つが
 ねつといつてらるるこひひくといつておむとお對する詞あり
 ちやつてさう女の存在をつおきてるも知れ一人くまも
 きるして任するゆつお終て別曹の事と云影をの事と

— 母屋と云本屋の事心修もおもやと云も同ド

— 庭前と云ハ清き庭を云ふありおとせ庭と云板の事と

— 孫庇マゴヒサシと云ハむしりの外又ひきくをかけたるを云ふ海人

— 藻芥モカイと云 惠命院僧心室宮の作と 清涼殿清涼殿の侍殿の名ありの孫

— 庇ヒと云ハ椽皮葺の外又板庇を云ふと云し椽皮葺

— 小い時色の音つえぬハ板庇を云ふと云し時雨の音を云
 うる見るととの為也云々

— 花所ハナ所と云ハ藤苑院義満公の所代水初四年三月
 室町は所敷を建て移り終るを所所は花を多く植
 らせたるお時の人花の所所と云たり室町は任孫と云

室町殿ともやし
義満の弟父義隆の貞治四年二月三条坊門
坊門の地所より室町の
花の所所より移り給ふ

松の所所と云ふ馬の庭家のゆきま松と植ふるにかま
をば鞠のかまのぬく禁る之柳様松楓を植ふ事通例と
松ばうりも植ふるにかまの湯雲家集のみをう鞠
のかまも用もて庭家も用もて

一 尊氏卿の京都の所所ニテあり一ハ高倉三条坊門
八幡町あり一ツハ近衛東洞院あり天下平創の時
ありて此所は住居に給ふ貞和年中高武花守師直
教所を企て取圍し一而て幸ハ太平記はをう一ツハ土所

門高倉より一ツハ大層より

北少佐室町花
所より大助所
拜祀より

義満公の所所ハ初ハ高倉義隆より義満より高倉
三条坊門は住居に給ひ一ハ後ハ義満より室町と出川の
北ハ石所を作り永和四年三月十日移徒あり花本を多
く植ふるに初の人花の所所よりたり其後ハ山は別
業を別業ハハヤ 應永四年四月移徒あり時の人ハ山殿
よりたり室町の所所をバ所子息義持より徳を給へり
是よりして義政よりてハ八代の所ハ所所は住居に
給ひ一初の人室町殿より

北山殿ハ後ハ寺とあり藤苑
寺より云金園寺のより

義政の所所ハ初ハ室町殿と後ハ北少佐石里少佐鳥丸

轉法橋より倉鳥
丸殿より云云

恒石は孫ひつち鳥丸殿と申たり文安六年三月十日室
 町より鳥丸はとて浦のより康富記は元元たりとて
 應仁元年細川勝元山名宗全大乱を起し京都たり
 乱せしより東山の内は所を造りて乱逆を避て恒石
 古志古直をあらつめ茶をゆえあそびて隠れ恒石は
 母を東山殿と申し
此所の内は東求堂
ありけりまゝあり
 義尚の法初ハ一桑ノ南油小浜小川殿町とあり小川所
 といふ是之文明六年けり居候し孫は室町の花所
 ハ文政七年兵火とて焼け失り義政も東山へは
 のりあけ小川所は父子一和居候ひとて應仁記をそり

一 義輝の所ハ室町中法門の北武衛陣町とあり永禄
 八年之好花京太史義継松永右衛門佐久通反逆の時
 所所は火をうけさせ自害し孫

一 直義の館ハ直義ハ善成
の舎あり三桑坊門言舎ありし故三桑
 殿と云ふ又高倉禪門も云ふとて後義隆將軍けり
 恒せらる又その後年月を経て應永十六年頃義持
 將軍けり恒せらる又その後永正十年義隆將軍けり
 恒せらるヨシ應仁記は元元たり

一 義視の館ハ義政の
舎あり今出川はありし故今出川殿と
 申す此之義視はとて大知院の事と

東求堂と云ハ義政ヲ東山の所不持ヲ移リ拾ひ一吋ノ立
 られたる者の之を以て是も東山の所不持の内あり之
 けり是も義政の所不持一茶を以て何と云れ古筆古
 畫ありありの飾り並れ一所一説持佛ありとも云
 勿論佛檀も云べし
 中舗の上流な床と云おを修り上古よりありし
 鎌倉の以て来のそれ等氏ヲ夢窓圖師ハ海依あり
 一より將軍家代ハ禪宗の圖師を師として法衣
 ありし受衣といハオノ子ありて 此も皆禪法世よりあり
 傳衣を以て云ふ也
 出家の風俗武家ヲ移りしより多し床も佛家より
 の佛檀の中をを多くして底ハ佛檀をかけた三具

若我佛檀等子
 又ハ古今ノ法
 初めよりハ法衣
 伊勢佛檀より
 多し不教のま
 多し多し多し
 今より後のあり
 さいはハたれら
 これを以て云ふ
 又ハ云ふは云ふ
 かくらり云々押
 板ハ板床を云
 念時代よりあり
 但昔我佛檀
 念時軍の床の
 代はありてあり
 るものとい西麻
 と云ハ云々を
 たりし

是をかざりたりあが皆出家の風也書院と云佛書
 を鎌倉よりあり又念おも精進相をハ真如より書院
 と云飯のさかをとるあどののりあ念て皆出家の風俗
 の移りたることされば此時代ハ禪僧ハ勿論多くて出家を
 師和致ひしあり
 中舗の壁襖障子あをわし紙はくもる事ハ古よりあり
 半ハ職人盡款合より紙障の款ありあはしりる色の
 うと云ふひけどかうこの下きりあり月のよはひ
 と何り古より雲母をひきそとる色あどのを形中
 おをもやうにつけるるも云々ありし

平家頼朝の長門
本卷十伊豆国の
目代兼隆被付
糸又云大白くがき
たてかゝるもの
像子をまきつら
そをよめまあり
て云々

政所ハ三事所記を所せし後而之より伴定虎有之
同所ハ終共相を捨て盗賊を礼明す後而之ハ松輪
書ハ終矣方同所也云々

先んづ又めづる有ハ馬道と書之縁つゞきの道也
枕草子也 年中徳大名ハ所成記ハ長橋殿まで此冠をあらわ
ハ武裝より致てめんづるつゞきハ所ハ此系之云々
たゞハ為縁の長くつゞきたるを云々

釣殿と云亭の事ハ水を以て修て之を泉を釣之云々
城の天守ハ上古云々織田信長ハ天正四年江州安土
城を築くハ可城内ハ高橋を作り之内ハ多門天増長天

安土城ノ天守石
垣ノ高サ十二間
南北廿間東西
十七間石垣二重
也石垣以上天
守ニ至ルマテ
七重也云々

廣目天持國天の四天王を安置し終へり四天王守護の心
りて天守と名付之四天王を軍神と云々事ハ徳太
子守屋を亡し終へり始之
後播州四天王寺建立し給之是兼て法教あり
りより之信長も其故事をおひて四天王を橋の上
にありて造りしと云々

納殿ハ納戸の事也平治物語にたゞ今納殿ハある也
之系ハ出せしと作られハ金銀箱等色々の相共を山の如
くつゝあはたりき義行記に云つあんまの山と納殿と
つゝあはたりき入てかひひら一うゝと云々

長押と云扱ハ今の鴨居の上より下りたる木也本をのこ

美久記曰判官
伊賀判官 宿所ハ
胤義也 宿所ハ
高辻子京極高
辻子ヨリ北京極
ヨリハ西京極西
棟門平門ニテ大
門也高辻子而
ハ土門ニテ小門也

一 でおろすハ出居と書て字ニ對面する 世をさる義經記
の中はあつたありともいふありともいふのであつた

一 母屋と云ハお屋のりん今おやと云ふ同一主殿作り

おやの四角は庭あり 庭の十八畳敷き 庭十畳を
縁と云ハハ縁坐敷あり 庭の外

又庭あり是を孫庭と云庭の孫庭ありおやより出

おやをバ家の親と云てお屋と云来づー多敷

と云と云ハ對面する 世をさるを少屋と云古

候のおもとも多敷といひりりるを今に江戸おどろい

寺方の世をさるをのりお敷と云俗家の對面ありをバ

書院と云ありハせり非之書院ハ別のりん古平紀卷の一

頼負四 忠ノ条ニ 云客殿のおくあり二間をさると引あけこれバ下畧

又六間の多敷一おどろ出さる 古多敷といハ土岐十郎が

宿所の對面ありの事也 是を以てお敷といハ寺方
のりり推しぬるを云ふ

一 土門ツチモンといふ多東艦卷廿七又卷廿一も云ふるをり

御来は土土門とあるハ同一りりありあり土門のりり

ありぎ 推して東艦のりり 東艦の土門ハ左方におを

言々積まあげておをさしてその中の間門をさるを

いふるるづー京教は土門といふ名あり 土門大

内裏の所土門あり 不を末の世さる土門といふ

付くともありづー

一 上土門アゲツチモン冠木門カブキ薬醫門ヤクイ平門ヒラの事を作秋詳あり

應仁記ニ云大名字作り吉良石橋法川等を先ヲキテ、
武衛細川畠山山名一色六角ハ上土門ヲ立ニケル亦冠木

門ノ武士方ハ讃州相模土波京極能登美作兩大夫備中
守護因幡守護和泉兩守護淡路守護大飯富樫

伊勢武田大將大夫甲斐ヤ織田畠山ハ播磨守中務
少輔遊佐ヅアル細川方ニハ右馬頭下野守黒田トコソ

聞ヘシ土波ノ下ニ池尻此外奉行頭人ト奉公ト外様ノ
大名ノ家々ノ殿ツクリ注サントスル際限ナシ或ハ薬

醫平門ノ大名ノ内ワニ至ル迄凡六七千間ハ充アラテ

ゾ覺ル所詮其中ニ取寄ハ曾テ在ヘカラズ追考上土門
ハ門ノ屋ノ上

ヲ灰土ニテヌリタル也後三年合戦ノ
繪春日祭ノ絵ニモ見タリ

塗籠ヌリコメの事平治物語義朝野間
下向ノ条あまたの敵切ヲセテぬ

この口までせあ入れれども美濃尾張のあまび用いきび
しきめへちやうだいのかまへちやうこらへしこれバカ

あへかやぶ又子をバおえす太平記 卷十三北山殿
謀叛ノ条天井

塗籠亦破リ草庵几帳を引籠りて持るを又あへ
搜一々りきり按は塗籠ハ帳臺の事一ツ布ハ帳臺ハ

主人常ニ寐多し取てをれよつてきて納殿まで法道
具を細の糸又帳臺ハ持たぬお用心のあり登りてあり

宇治拾遺物語云
夜中バウロハ西ノ
對ぬうこあをあ
けてかまのきりて
人のあひやうま
おなされたぬ云

籠るゝ あ殿へお口と勝子へ合口と云ふ 又東鑑 卷四十二 云兼テ

彼納法塗籠物等美粧好箱五十疋美箱或百疋略又云帖絹

百疋 納櫃十合 長櫃三合 内ノ献 法基所 彼納塗籠云古今著聞集 卷十

六與言 利口部 云三人一宿と傳りよる家のありハ遊女とて

傳りたるをのくおやすとておぬれがあつてもゆくりあらに

今つて移まりりき

天井ハ イゲタ 井桁の形を修りて天井と云又藤井を

いふ海の藻の形を修りてあま菫の花形あづきを

画づくあり

兼塵と云ハ チヤウヂ 千リヲウケル トヨムナリ ぶげいのるよあま塵を承

けるゝ天幕と倍まつもの見えたり追て考

きりうけの半切陰とおの間を切り陰をすおと危

あまをハ板塼をさ座席の内をハ衝立のり たついで

則源氏物語よきりうけと物とあり きりうけたりのもの

云々 宇治拾遺物語 卷七 そのおいし海にけい

よきりうけの伝をへてそれがあるよ

らひいりバ 畧 若きうたるあ午のあやしげあま

がやこらびるを切のけのうへよりあげらしてこれ

不ららびぬいておこせよとひひられ はまきうけの

子の きりうけハ 遮陰とも書

一 贅殿ミドノといふ奥多をたくし納めおく所之宇治拾遺物語に
 用經大僧はまつり事殿はあつるやどはあそびのたまりちど
 鯛のあしきをかわたりたりとるをよき殿はよしなり
ミヤジ
 障子といふ厚く裏表より張て或は絵を画き或はから
 のこりてもりしるをば襖障子といふ又厚き紙又を
 生絹あつてもりしるをばあつち障子といふ障子
 と云ハおん名を聞くと障へ障をつるおち右障子とい
 一 障子の床の柱は折釘をおし置くをてつづつかけと云ふ
 源平盛衰記卷四麻呂酒宴の条は破れる籠子の首
 坂平氏の首はあつちへ障縁を三度廻し獄門の橋の本は

係くと名つけて大床の柱はあつちへかけよどつぬきと
 結骨うらと云ふうら木の表はうけといふもてうけうけと
 けり同くもてうけうけもあつちへかけもあつちの結の
 けり詳はあつち 柱の折釘をてうけうけともあつちうけを
 けりの終りに けりをぬき休息する時てうけうけをあつちへ
 結しててうけうけを柱の折釘はうけてあつちへあつち
 けり折釘をばてうけうけかけといふべきありあれどもかけ
 と云ふていへてうけうけまゆへ折釘の首をてうけうけ
 けりうけといふけり
 一 沙陽殿のうらと云ふは是ハ沙厨子ミツシトコロの近くハ沙陽

よそより玉来あり又只今調味よつてへき菓あり
清湯殿の上にも作り置く

一 沙厨子所ミグシドコロと云ハ食物を調へ料理する所之厨ハミ屋と

よそて食物を調ふ所ハ庖厨の二字ともよそをよそ
ありと云ふハ竈の機をてすけて置く所ハ
いふ所ありと云ふと云ふと云ふ音お通じたりと海

入藻芥云沙厨子所内裏仙洞ノ外者法官不可申而内室

ニ 寛平法皇ノ沙厨子所ト申傳タリ帝ノ貴不ハ

基所ト稱之又ハ膳所ト稱之哉臺盤所ト申ス所ハ内裏

仙洞執柄家ニ在又内裏法厨子所ヲ臺所ト可申ニヤ臺所

臺ハニゴリテ云
盤ハスミテ云

ノ別當トテ中臈ノ女房然キ仁祿ヲ撰テ此職ニ被補列
當ノ局ト号スルハ臺所ノ別當ノ事也

一 臺盤所ダイハントコロと云ハ食碗をすめり處之を膳といふ也

但今の膳の形とハ遠て案の如ク之用ハ方ハ今世の膳と同
ト膳立をすり所を臺盤と云臺盤所といふ所を中略して

基所と云之女の初飯の所を法着と云も屋下の處之又貴人
の書を法着盤所とも法着所とも云ふハ人の書ハ今世

の食物を調ふる所を初めり所あり也之貴人の書ハ自身食物
あり調ふる所あり也之を中を己まればさる者ありあり

法着所といふ處を稱する所あり也

一 蹴鞠の巻四本寛うのより親古の記云四本寛う松は柳槐

○鞠必書云此家より寛の松四本又柳槐楓松又松三本
又紅葉一本平人より切立として竹を四本立る

悉く井宗世二筆抄

二本も二本も松ハ我家のゆかりありてハ誰の植らん
目上

皆松の四本より位ある人のまじる巻と云きけ

一 放出 ハナチイテトヨム 原氏梅の元の巻よりハひんうし此

ハウダシトハヨマス

あこのの巻あちいにてよはあつひのこころよめつあか
させあめしきく又そ十文よりのもあち出を志り

らひて出へりあげのふいーあぢもやうんこあこり

原氏梅の注

まいぬりき 細流は云花巻よりあし西館ハあ方よ

小寝殿ある母屋の中をあつりしては巻をまきものこ

母屋の中をいり外振むきをまあち出とハこし勝の心こ

花巻より放出ハ母屋之梅の枝の巻よ東の中の放出ハ

東の對の母屋之中と云ハ母屋と東の廂との百よ

障子をまきる所を中の放出と云ハ又その形の

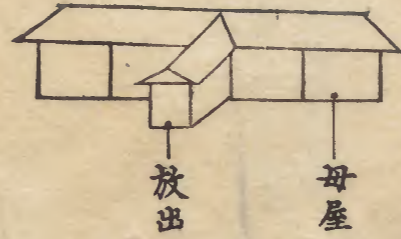
巻上よあんとんのもあちいを例の志つひひんきく

又相いあそのおとぐのもあちいをよあちいよんきく

目下又よりよあちい西の巻あちいでは巻まきき

嘆花抄云寝殿えきり者放出のり原氏梅の法

須よてハ母屋を志きりりりを放出と云振よんきく



てたううあうぎるこらう用ひうう揃ひるよと昔物語
 北邊大 巨ノ系 云前の放出の隅子の上は物のひらるやうよふれ
 バうう又同書ノ系 寛連 車ありありといひぬこれがおの教
 出の廣庇ある板屋のひらううう前庭は離結ん云々
 又云 平貞盛射 盗人系 法師をばおとらううおはきあればと云々
 奥よ入きてこそ牙の放出の角は存て念あうめてぬ
 ぬ又云 鬼現板 数人系 こらううも夏の比とて是等たえかて
 きよ放出の存る或人の侍いさううずして存り云々
 揃ひるよは又日依て考ふるふ板おハ母屋より立出
 うる存の母屋より自放ち出しる心えたとバ丁ノ字

の如く横書ハ母屋とて壁の書ハ放出と世修は角屋と
 いふもれあり

一 ハタイタ 鱧板ニ書キ東鑑脱漏ニ曰嘉禄元年五月三日癸亥二品
 ノ御方鱧板中門兼織戸可被立云々沙石集卷ニ忠言
 有感事^上 或時ノ物語ニ沙所へ参シタレバ人家ハ夕板ハ内
 ノ見苦シキ事カクサンタナルニ泰時ガ家ノハ夕板ハ内マデ
 見ヘトオレリトコソ仰有ツレド人々ノ中ニテ申サレケレバ汝テ
 フ以テ奉公セント思ヘル人々沙所ノ仰ノ如ク准レモガクコソ
 存候ヘ太方ハ沙用心ノ為ニモ築地ヲツカレホリホラレテ候
 ハン目出候ナシ各一本ツツキ候ハシ二十日ハスキ候ハシ安

キ事ニ倭ヤガテ此次ニヒラクト涉沙汰倭ベシト口ニ申
ケレバウチウナツキテ各ノ清志ノ色ハ返ク有難ク覚倭
誠ニ清志アレバ清身ニヤスクコソ思ヒ給ヘ臣國ノヨリ人
吏共登リテツカン事バカリナキワツラヒ大事ニテ倭ベシ用
心ノタメト仰倭ヘ臣奉時運ツキ倭ヒナバ鐵ノ地ヲ
ツキテ倭トモタスカリ倭ハジ運有テ召シ使ハルベクハカク
テ倭トモ何事カ倭ベキホリナンドホリテ倭ハガサハギノ時
人馬才千入テ中ノハカリナキワツラヒ出来ヌト覺倭ハ
板ノスキナンドハカキモナラシ倭ナント申サレケレバ人ノ詞ナシ
心アル人ハ感涙ヲナガシケリ按ズルニ右ノ文ヲ見レバ鱗板ハ

今世ニ所謂板塼也鱗ノ字ハ借 字ニテ實ハ端ナル
ベシ端ノ字ハタトヨム宅地ノ廻リノ端ニ板塼ヲスル故ニ
ハタ板ト云フナルベシ

一 接板ハサミイケニ事 東鑑ノ卷二十八寶治元年六月二日癸未近國
涉家人等自南從北馳參中畧 五郎左衛門尉盛時者
聊遲系ノ間光盛等甚周章耐運カ云彼雖被閉門ノ
五郎左衛門尉冬入者不可レ帶去ク詞不終懸ニ手
於狭板上者諸人属目是盛時也云按ズルニ狭板ハ門ノ
両方ノ袖ヲ云ナルベシ左右ノ立柱ニ溝ヲ掘テ其溝ハ板ヲ
横タエテ狭ミ入ル也是ヲ狭板ト云

スノエ
簀子と云事古書は有り産家の外は細き板を横はふ
らぶて亦たの縁之板と板との百もなき有りて竹簀を
あはらるめくあり

サケヒ
ウチサケヒ
侍又ハ内侍とも云置殿一名置殿の内を扱むる外廻り
の廣くもき板ををりて家臣の祇儀して侍と云云

言て遠侍は對して内侍とも云遠侍ハ置殿の外は
あれて産家ある者而して屏重門の内は有り

ヒタキヤ
火燒屋ともハ内裏にも東宮北宮御宮院にもあり此所の
ハ産の明のあり衛士と云フ官人が火を燒く小き屋
夜も有りたくて屋は床あけて地にて燒くは家内者

或記ニ火燒屋ヲ
飯ヲ炊ク屋也
ト云ハ大ニ誤也

一元日宴會篇云撤去東西火炬屋注東置日華門北掖

西置紫宸殿西掖主殿寮役之と云云

此所のひき屋と云はと云云

ハハありきと云云

此所の今世武家ハ假番と云云

ひありきと云云

床飾トコカザリハ引敷飾と云云

白絹之練絹を引敷飾と云云

又引の絹ハ床の左右の板より捲る絹之上を天の

間と云飾礼又ハ具と云名の時など床飾は引敷
貞丈扱と
ける古儀

